

「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公開しました

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室

1. 本ガイドブックの公開にあたって

令和元年意匠法改正により物品から離れた画像自体にまで保護対象が拡充されましたが、その後、急速に発展したメタバース等で用いられる画像の中には、これまでの一般的な画像とは異なる性質を備えたものが多く見られるようになりました。

そこで、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」(2023年5月)における検討を踏まえ、仮想空間上のデザインについて画像意匠として保護可能な範囲に関する基本的な考え方を整理するとともに、意匠法の保護対象として認められる画像と認められない画像を事例形式でご紹介するガイドブックを令和6年3月28日に特許庁ホームページにて公開しました。

加えて、本ガイドブックにおいては、これから画像意匠の意匠登録出願をされるユーザー向けに、画像意匠の願書と図面の記載方法についてもご案内していますので、画像意匠の意匠登録出願を行う際には是非ご参照ください。

「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaso-gazo-guidebook.html>



2. 本ガイドブックの概要

(1) 仮想空間において用いられる画像でも意匠法によって保護可能なものがある！

仮想空間内のデザインは、ユーザーの五感を刺激することで人工環境やサイバースペースを現実のように知覚させるVR（ヴァーチャルリアリティ）技術によるものです。

仮想空間内の仮想的なオブジェクトは無体物であるため、現行法下では有体物である「物品」又は「建築物」として意匠登録を受けることはできません。

しかし、仮想空間において用いられる画像であっても、A.機器の操作の用に供される画像（「操作画像」）又はB.機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（「表示画像」）の少なくともいずれか一方に該当するものであれば、意匠法上の意匠に該当するものと判断され、意匠登録を受けられる可能性があります。

(2) 画像意匠の出願の願書と図面の記載方法は？

画像意匠の出願をする際の願書と図面等の記載方法には、物品又は建築物を出願する場合とは一部異なる点があるため注意が必要です。

「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像の用途に関する内容を記載することが必要となります。

図面の記載方法について、画像を表示する機器は描かず、意匠登録を受けようとする画像のみを【画像図】又は【画像○○図】を用いて表します。図には画像全体を表す必要があります。本ガイドブックでは具体的に、画像が立体的なものである場合、画像の部分について意匠登録を受けようとする場合、

画像が連続的に変化することによって立体物のように表される場合等について、図面の記載方法を説明しています。

(3) 意匠法の保護対象として認められる画像と認められない画像を事例形式でご紹介！
以下、掲載事例の一部となります。

意匠法の保護対象となる画像と認められる例

【画像左側面図】 【画像正面図】 【画像右側面図】 【画像背面図】

【画像平面図】

【画像底面図】

【使用状態を示す参考図】

【意匠に係る物品】 危険報知用画像
 【意匠に係る物品の説明】
 この画像は、ヘッドマウントディスプレイを装着し仮想空間のみを視覚的に認識している使用者が、現実空間の壁面や障害物等の位置を踏まえてあらかじめ設定しておいた安全に活動できる領域の境界に近づいた場合に、**使用者に対して障害物や壁面等に衝突する危険があることを報知するために仮想空間上に出現する画像である。**使用状態を示す参考図に表したように、この画像が表示される場合には同時に、前記活動領域の境界の位置を示す格子状の画像とともに表示される。

意匠法の保護対象となる画像とは認められない例

【画像左側面図】 【画像正面図】 【画像右側面図】 【画像背面図】

【画像平面図】

【画像底面図】

【意匠に係る物品】
仮想空間用 3D アバター画像
 【意匠に係る物品の説明】
 この画像は**仮想空間上に表示される 3D アバター画像**である。